

上場株式等の配当・譲渡所得の申告における留意点

金融所得課税の一体化により平成 28 年 1 月 1 日以降の公募の債券や公社債投資信託の利子・分配金及び譲渡益は、申告分離課税（所得税等 15.315%+住民税 5%）とされています。

これらの所得については、特定口座にて管理することができるため、特定口座の源泉徴収口座を選択していれば、所得税の確定申告は不要です。また、上場株式等の配当・分配金や譲渡益について特定口座の源泉徴収口座を利用している場合も同様です。上場株式等の配当所得については、特定口座を利用していない場合でも、源泉分離課税により原則として申告不要とされています。

	特定口座 源泉徴収あり	特定口座 源泉徴収なし	特定口座なし	申告する場合
特定上場株式等の 譲渡所得	●申告分離課税 所得税 15.315% 住民税 5% →申告不要	●申告分離課税 所得税 15.315% 住民税 5% →申告必要	●申告分離課税 所得税 15.315% 住民税 5% →申告必要	●申告分離課税
特定公社債等の 譲渡所得		●源泉分離課税 所得税 15.315% 住民税 5% →申告不要	●源泉分離課税 所得税 15.315% 住民税 5% →申告不要	●申告分離課税 ●総合課税
特定上場株式等の 配当等				●申告分離課税
特定公社債等の 利子等				●申告分離課税

しかし、申告分離課税において複数の特定口座間での損益通算や過年分の譲渡損失の繰越控除を適用したい場合には、確定申告をすることが必要です。また、上場株式等の配当所得については、総合課税を選択して配当控除を受けることもできますが、これも確定申告をしなければなりません。

これらの所得を申告する場合には、ご本人の所得計算が様々な点に影響することとなりますので、総合的な判断が求められることとなります。なお、所得税と住民税によって異なる課税方法を選択することができますが、一定の期日までに所得税の確定申告書とは別に住民税の申告書を提出することが必要とされています。

(1) 合計所得金額を用いる税法上の規定に対する影響

上場株式等の所得を申告することにより、申告した方を控除対象配偶者や扶養親族としている方の所得税及び住民税において、配偶者や扶養親族の合計所得金額によっては配偶者控除や扶養控除が適用できなくなる可能性があります。また、住宅ローン控除や住宅取得等資金の贈与の特例なども適用を受ける年分の合計所得金額が影響する規定に注意が必要です。

(2) 後期高齢者医療保険料・国民健康保険料

後期高齢者医療保険料や国民健康保険料の算出方法に含まれる「所得割」部分については、前年の総所得金額等（総所得金額及び分離課税の所得金額の合計額）から住民税の基礎控除額 33 万円を控除した額に一定の割合を乗じることとされています。なお、総所得金額等の計算においては、上場株式等の譲渡損失の繰越控除後の金額とされています。

(3) 介護保険

介護保険料の算定基礎となるのは、前年の合計所得金額とされているため、上場株式等の譲渡損失の繰越控除前の金額となります。

(4) 医療費の窓口負担

70 歳以上の方については、医療費の自己負担割合が 1 割（70 歳から 74 歳の方は 2 割（ただし、平成 26 年 4 月以降））となりますが、現役並み所得者については 3 割とされています。

【現役並み所得者の判定基準】

住民税の課税所得額（各種所得控除後の金額）が 145 万円未満であること

ただし、住民税の課税所得額が 145 万円以上であっても、収入金額が一定の基準未満である場合には、申請をして認定を受けることにより 1 割負担とされます。

その他、介護保険サービスを受けている方の自己負担割合において、合計所得金額によって負担割合が変わることとされています。

（担当：水品 志麻）